

ある。案ずるに、享保十九年十二月寶生大夫友精の加賀藩に提出した寶生家譜には、寶生四郎左衛門が大坂陣の頃、初めて前田大納言に隨從したとあるが、大坂陣と大納言利家とは時代に於いて一致しないから、必ず中納言利常の誤傳であらう。降つて前田綱紀の時に至り、將軍綱吉の嗜好に伴うて、貞享三年閏三月藩の能役者諸機喜太夫を寶生大夫將監友春に入門せしめ、四月友春を招いて自らその技を學び、遂に友春の次子嘉内に十五人扶持を興へて、江戸に於ける御手役者の首座に置き、元祿十三年には藩の波吉右内宿重をして亦寶生流に轉せしめた。是に於いて加賀藩の能役者は、京都の竹田權兵衛が金春流なる外悉く寶生に歸し、後世加賀寶生と呼ばれる因をなした。既にして友春の嫡男主馬早世して、嘉内は宗家に復歸したが、久しからずして歿し、友春の四子九郎鶴榮十代の大夫となつた。而して分家嘉内の後は、友春の五子勝之助友勝之を受け、宗家の門下古春左衛門の弟齋宮氏勝三代を嗣ぎ、左衛門の二子彌三郎明齋四代となつた。この彌三郎の嫡子彌五郎は、入つて宗家十四代の大將監英勝となつたから、次子源五郎勇勝が分家五代となり、勇勝の婿勇三郎勇祥、その子吉之助、その子吉太郎相享けて藩末に及んだ。故に加賀藩に寶生流の行はれるに至つたのは、實に綱紀の力に因るものであつた。

イシ 寶生流論曲俚諷刺形子 ↓ヨウキョクゲンカイサツケイシ 諷刺曲解諷刺形子。
ホウシヨビケン 奉書火消 藩政の時、金澤城下に火災ある際、先づ定火消はその家臣・舖丁を率ゐ、現場に赴いて消防に従事したが、尙力の足りないを認めれば、老臣から特に無役の士を指名して救援せしめることがあり、それを奉書火消といふた。奉書とはその命令の意であらう。
ボウス 坊主 御坊主は藩政時代の殿中に於ける使价で、慶長十一年既にその職が見える。服装は袴を着けず、羽織を着、剃髪して一刀を帶し、俸祿は普通二十俵であつた。又藩臣又本多氏と長氏には、小坊主と稱して東髪のものがある。
ボウスガシラ 坊主頭 貞享四年三月十九日新たに淺野甚五左衛門道喜・發輪市左衛門宗榮・和田甚十郎元秀・湯淺沖右衛門順長の四人に御坊主頭を命ぜられ、各新知七十石、外に十石の役料知を賜はつた。以後頭四人にて四組を支配する規定となり、連綿藩末に至つた。御坊主頭は平士並の待遇で兩刀を帶し、東髪を許されたが、多くは老年で禿頭であるから、附髪を作り鬢附油で定着せしめてゐた。その若くして東髪を許されたものには、前田綱紀の時に松尾縫殿が、吉徳の享保八年に大槻朝元がある。
ボウスコガシラ 坊主小頭 貞享四年三月二十四日田中正仁・長谷川佐雲・清水理閑右川宗知・長崎林昌・田中長閑の六人が新たに御坊主小頭を命ぜられたに起る。後に小頭は一組に二人あり、都合八人で、その俸祿四十俵三人扶持であつた。

ボウストノサマ 坊主殿様 前田治脩は越中古國府勝興寺の住持から還俗して、兄重教の世嗣となり、明和八年封を襲いだ。是を以て世に治脩を指して坊主殿様といふた。
ホウセイジ 法誓寺 羽咋郡八幡に在つて、眞宗東派に屬する。
ホウセンイン 寶仙院 加賀藩主第六代前田吉徳の子喜代姫、即ち淺野吉長夫人の法號。詳しくは寶仙院玉璽善鏡大姉。
ホウセンイン 法泉院 大聖寺藩主第二代前田利明夫人上杉氏の法號。詳しくは法泉院淨因永眞大姉。
ボウセンカサドウシユウ 忘筌窺鶴集 一册。平岩仙桂著、五言絶句三十二首、七言絶句二百五十首、五言律詩六十首、七言律詩九十八首、文章五編を收める。仙桂は晩年加賀藩の仕を辭し、京都東山の六々山堂に歸老したが、その死に先だちて悉く稿を焚いた。後加賀の大澤君山が各所に拾集してこの編を成したもので、寶永三年の刊行である。
ホウセンジ 法船寺 金澤寶船路町に在つて、佛海山と號し、淨土宗に屬する。初め念譽といふ者前田利家に從うて金澤に來り、利長の時陣川橋頭に寺地を賜はつたが、寛永八年四月十四日門前から出火焼亡し、陣川中村河原の内に移されたところ。これ即ち現在の所であり、陣川橋爪の舊地は、今の五枚町から古寺町に入る角であつた。法船寺の寺中に願壽院・正樹院があつたと天明六年の由來書にあるが、三箇屋版の六用集には見えぬ。
ホウセンジ 法泉寺 鹿島郡黒氏に在つて、眞宗東派に屬する。能登名跡志に、『法泉寺といふ御坊に、御名號等色々奇瑞ある寶物あり。』

七月盆中は弘めあり。』と記する。
ホウセンジ 寶泉寺 河北郡津幡に在つて、眞宗東派に屬する。もと道場であつたが、明治三年正月寺號を唱へた。
ホウセンジ 寶泉寺 羽咋郡柴垣に在つて、日蓮宗に屬する。同本地成寺日如が、寛永八年隱棲の爲に創建する所であるといふ。
ホウセンジ 寶泉寺 鳳至郡道下に在つて、眞言宗に屬し、もと鐵川明神の別當であつた。惠勝の創立に係ると傳へ、惠勝は建武五年の寶泉寺文書に見える僧である。又明應十年の文書には寶覺の住持であることが見える。鐵川明神は初め諸岡に在つた諸岡村の鎮守を移したものであるといふことは、式内等舊社記の諸岡比古神社の條に記され、能登名跡志にも『鐵川の護摩堂とあり。櫻尾山寶泉寺といひ、寺領拾石也。此寺昔は櫛比の庄今の惣持寺の地に在りて、弘法大師再興の密院なりしに、中興院主定賢(諸岡寺)御夢の告ありて、寺地を榮山和尙にあたへ、此所に來る一字を結び住み給へり。云々。中興寶覺律師は道徳の人にて、毎日護摩修行ありければ、護摩堂の御坊と人々呼べり。則利家公御墨付にも護摩堂とあり。』と書いて、諸岡寺の末が恰も寶泉寺である如くに混同してゐるが、これは總名を鐵川寺というたもので、おのづから成立の素因を異にする筈である。鐵川寺には五坊あつたといふが、戦亂の際斷絶して寶泉寺のみが残り、前田利家から寺領拾石を受け、後一たび眞言宗に歸し、承應二年利常の命によつて又眞言宗に復した。當寺藏に木像多聞天像體高一米三寸のものがあつて、平安朝後期の作と認められる。又室町末期乃至江戸初期